小樽市空家等対策計画(素案)の概要

【策定の目的】

今後の本市における空家等対策の基本的な指針を明確に示し、総合的かつ計画的な空家等対策を推進していくとともに、市民に空家等対策に関する理解を深めていただくことを目的として、小樽市空家等対策計画(以下「計画」という。)を策定しました。

【計画の位置付け】

本計画は、空家特措法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」で、国の基本 指針に即して策定するものです。

また、「第6次小樽市総合計画」や「小樽市総合戦略」、「小樽市住宅マスタープラン」などとの整合・連携を図りながら進める計画です。

【基本目標】

「誰もが安心・安全に暮らせる良好な生活環境の実現」 総合的かつ計画的な空家等対策の推進により、誰もが安心・安全に暮らせる良好な生活環境の実現を目指します。

【基本方針】

- ①所有者等による管理の原則
- ②多様な主体との連携による空家等対策の推進

【計画期間】

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

【課題】

①所有者等の意識啓発

所有者等のほか、広く市民へ空家等に関する問題を啓発

- ②相談窓口情報の提供
 - 市民に分かりやすく、相談しやすい体制づくり
- ③管理不全な空家等の解消

空家等の適正な管理手法の周知・啓発、除却・解体を促進する対策

【取組】

- (1) 空家等の発生予防対策について
 - ①市民意識の醸成と啓発 ②住宅ストックの良質化と長寿命化
- (2) 空家等の実態把握、調査について
- (3) 空家等の適正管理対策について
 - ①所有者等の管理意識の向上 ②適正管理に向けた情報提供
- (4) 空家等の利活用対策について
 - ①空き家・空き地バンク制度の充実 ②流通による活用の促進
 - ③公営住宅としての活用
- ④地域による活用の促進
- (5) 管理不全な空家等への対応について
 - ①所有者等への注意喚起 ②特定空家等認定基準の策定
 - ③特定空家等への措置 ④除却・解体の促進
- (6) 相談・実施体制の整備について
 - ①相談窓口の周知と関係部署との連携 ②地域や関係団体等との連携

【成果指標】

【課題①に対する成果指標】

●空き家アンケート調査の回答(平成28年⇒33年) 建物の管理の頻度「何もしていない」「年1回程度」

34.3%⇒20%以下

建物の今後の利用「予定はない」 16.7% ⇒ 10%以下

【課題②に対する成果指標】

●バンクへの登録数・登録後の成約数

登録数100件(20件×5年) 成約数 50件(10件×5年)

【課題③に対する成果指標】

- ●特定空家等で除却・解体された件数 100件(20件×5年)
- ●特定空家等で除却・解体以外で是正された件数

50件(10件×5年)

【空き家に関する相談・実施体制】

市

民

空家等の所有者等

相談

対応

関係団体 (不動産売買、賃貸) · 北海道宅地建物取引業協会小樽支部 • 全日本不動産協会北海道本部 (法律、相続相談等) 弁護士会・司法書士会・土地家屋調査士会 (除却、解体等) · 小樽建築技能協同組合 · 小樽建設工業協同組合 · 小樽板金工業協同組合 (空き家管理、見回り) ・小樽市シルバー人材センターほか、事業者等 (解体ローン等) · 市内金融機関 (地域の空き家に関する情報) • 各町内会 (その他) ・大学や経済団体、空き家対策に取り組むNPO法人など 小樽市空家等対策会議 連携、 専門的なアドバイス 意見、提言 諮問、答申など 情報 小樽市 提供 【総務部】 · 企画政策室(移住促進等) • 災害対策室(防災対策等) 【生活環境部】 対応 情報: · 生活安全課(市民相談等) 空き家対策庁内 設部空き家対策

【建設部】

【保健所】

【消防本部】

共

有

施策等の検

詂

担当

|検討

- ・まちづくり推進課(景観等)
- 雪対策課 (除排雪対策等)
- 建築指導課 (建築相談、指導等)

・廃棄物対策課 (廃棄物の適正指導等)

・生活衛生課(昆虫等の駆除相談等)

その他、随時関係する課

• 予防課(防火相談等)

- 3 -